

県産材利用促進連絡会議設置要綱

沿革
昭和 61 年 4 月 1 日制定
平成 14 年 6 月 6 日一部改正
平成 14 年 12 月 1 日一部改正
平成 15 年 4 月 1 日一部改正
平成 16 年 5 月 1 日一部改正
平成 17 年 4 月 1 日一部改正
平成 18 年 2 月 21 日一部改正
平成 18 年 7 月 10 日一部改正
平成 18 年 11 月 1 日一部改正
平成 21 年 3 月 4 日一部改正
平成 22 年 6 月 16 日一部改正
平成 23 年 6 月 21 日一部改正
平成 24 年 5 月 30 日一部改正
平成 26 年 5 月 9 日一部改正
平成 27 年 5 月 8 日一部改正
令和 3 年 11 月 8 日一部改正
令和 6 年 3 月 26 日一部改正
令和 6 年 4 月 1 日一部改正

1 目的

環境に負荷の少ない循環型社会を築くためには、地域で持続的に再生産が可能な資源である県産材の利用を推進する必要がある。

この理念を、すべての県民と共有し、県産材の利用拡大を実現するため、具体的な施策を総合的に検討するとともに、その実現を図ることを目的として、県産材利用促進連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 協議事項

この会議で協議する事項は次のとおりとする。

- (1) 県産材利用方針の策定
- (2) 県産材利用の促進を図るための施策及びその進行状況についての検討
- (3) その他の必要な事項

3 組織

- (1) 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- (2) 会長は、副知事をもって充てる。
- (3) 副会長は、林務部長及び建設部長をもって充てる。
- (4) 委員は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

4 会議

会議は、必要に応じ、会長が招集する。

5 幹事会

- (1) 会議に、具体的事項を調査研究させるため、幹事会を置き、幹事は別表 2 に掲げる者をもって充てる。
- (2) 幹事会の長は、林務部信州の木活用課県産材利用推進室長をもって充てる。
- (3) 幹事会は、必要に応じ、幹事会の長が招集する。

6 部 会

- (1) 幹事に、専門的、技術的事項を調査研究させるため、公共建築部会、公共土木部会を置き、部会長及び部会員は、別表3に掲げる者をもって充てる。
- (2) 部会は、必要に応じ、部会の長が、幹事の長の承認を得て招集する。

7 ワーキンググループ

- (1) 会長は、県産材利用に関する事項を検討するため、必要に応じ、ワーキンググループを置く。
- (2) ワーキンググループに関する必要な事項は、会長が別に定める。

8 事 務 局

- (1) 会議の事務局は、林務部信州の木活用課県産材利用推進室に置く。
- (2) 信州の木活用課県産材利用推進室長、森林政策課長及び建築住宅課長（各委員）により指名された者も事務局に参加できる。

9 そ の 他

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

別表1

総合政策課長 財政課長 財産活用課長 県民政策課長 健康福祉政策課長 環境政策課長 ゼロカーボン推進室長 産業政策課長 営業局次長 山岳高原観光課長 農業政策課長 林務部次長 森林政策課長 県産材利用推進室長 技術管理室長 建築住宅課長 公営住宅室長 施設課長 企業局経営推進課長 教育委員会事務局 教育政策課長 教育委員会事務局高校教育課長 教育委員会事務局特別支援教育課長 警察本部会計課長

別表2

各委員が指名する者

別表3

○公共建築部会 部会長：建築住宅課主任専門指導員 部会員：県産材利用推進室長、公営住宅室長、施設課長、ゼロカーボン推進室長、高校教育課長により指名された者
○公共土木部会 部会長：森林政策課主任専門指導員 部会員：自然保護課長、農地整備課長、技術管理室長により指名された者